

## 子どもに関する悩みについて

～ひとりで悩まず、相談してください～

町や児童相談所では、子どもと生活していく上で抱える様々な問題について、解決のお手伝いをします。育児不安・健康・虐待・いじめ・不登校・非行など悩んでいることは、お気軽にご相談ください。

### ◎相談窓口

◆役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班・健康対策班 ☎0187(84)4907(内線2165・2173)

◆南福祉事務所 家庭相談室 ☎0182(32)3294 ◆南児童相談所 ☎0182(32)0500

### ◎夜間・休日の緊急相談窓口

◆美郷町役場 ☎0187(84)1111 ◆中央児童相談所 ☎018(862)7311

### ★巡回児童相談の日程(大仙市 仙北地域福祉環境部にて実施)

南児童相談所により、各地区巡回して相談に応じます。受付窓口が福祉保健課福祉班となっていますので、相談したい場合は、ご連絡ください。

期 日 ●5月22日、6月12日、6月24日、7月8日、7月29日、8月21日、9月11日、9月30日、10月16日、10月28日、11月13日、11月27日、12月16日、平成22年1月13日、1月29日、2月19日、3月10日

時 間 ●午前9時、午前10時30分、午後1時、午後2時30分

## DV(ドメスティック・バイオレンス)はゆるしません!

DVは、直接的に暴力を受ける女性だけでなく、その子どもたちにも深刻な影響を及ぼします。配偶者からの暴力で悩んでいる方は、下記までご相談ください。

◆役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907(内線2165)

◆女性相談所 ☎018(835)9052



役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907(内線2165)

## ～介護保険事務所からのお知らせ～

### 平成21年度より班が新しく追加となりました

平成20年度まで介護保険事務所の班は企画管理班、保険指導班、認定審査班の3つでしたが、今年度より事業監査班が新設されました。各班の電話番号・主な業務内容等は下記のとおりです。

#### ◎企画管理班 ☎0187(86)3910

介護保険事業計画、広報啓発、条例及び規則、予算関係、議会関係等

#### ◎保険指導班 ☎0187(86)3911

介護保険料、施設サービスを利用した際の食費・居住費の減免、住宅改修・福祉用具購入の際の助成金支払、サービスの利用料が一定額を超えた場合の払戻、介護保険サービス事業所への指導(サービスに係る費用の請求方法等)

#### ◎認定審査班 ☎0187(86)3912

要介護認定申請の受付から認定結果を決定するまでの業務(認定調査、かかりつけ医からの意見書徴収、介護認定審査会の運営)等

#### 新設◎事業監査班 ☎0187(86)3913

地域密着型サービス(グループホーム・小規模多機能型居宅介護等)を提供する事業所に対しての、指定・指定更新・指導・監査・検査等

※住所・FAX番号・E-mail・ホームページURLはこれまでどおりです。

住所：大仙市高梨字田茂木10番地(大仙市役所仙北庁舎内3階) ☎0187(86)3914

E-mail：kkaigo@obako.or.jp ホームページURL：http://www.oskaigonet.or.jp/

## 6月1日(月)は「軽自動車税」と「固定資産税1期」の納期限(口座振替日)です

◎軽自動車税の納税証明書は大切に保管してください

軽自動車税の納税通知書には「納税証明書」が添付されています。この証明書は、二輪車・四輪車等の車検の際に必要なになりますので、1年間大切に保管してください。

口座振替を利用されている方には6月中旬に送付されますが、お急ぎの場合は千畑庁舎税務課または六郷・仙南庁舎の総合サービス課にて無料で取得できます。

◎軽自動車税・固定資産税一括口座振替の領収書は6月中旬に送付します

軽自動車税と固定資産税の一括口座振替を申し込んでいる方には、口座振替後の6月中旬頃に領収書を送付します。なお、期別ごとの口座振替の方には、その税目の最終の振替後に領収書をお送りします。

◎町税納付は口座振替がとても便利です

口座振替を利用することにより、税の納め忘れや納付のためにわざわざ金融機関へ足を運ぶ必要がありません。手数料もかかりませんのでご利用をお勧めします。希望される方は次の取扱い金融機関で申込みをお願いします。(申込みの際は通帳と金融機関へ届出している印鑑が必要です)

取扱い金融機関 ● 秋田銀行 ・ 北都銀行 ・ 秋田ふれあい信用金庫  
 ・ 秋田おばこ農協 ・ 秋田ふるさと農協 ・ ゆうちょ銀行

 役場(千畑庁舎)税務課 納税班 ☎0187(84)4902

## 軽自動車税・固定資産税の減免について

《軽自動車税》

軽自動車の所有者で障害者手帳等をお持ちの方は、申請により軽自動車税が減免されます。

減免申請の受付は、5月25日(月)までです。印鑑、運転免許証、障害者手帳または療育手帳等、車検証、納付書を持参し、千畑庁舎税務課または六郷・仙南庁舎の総合サービス課で申請をお願いします。

※普通自動車税の減免を受ける場合には軽自動車税は減免されません。減免は障がいのある方1人につき1台限りです。ただし、障がいの等級によっては減免されない場合もあります。

《固定資産税》

①生活保護世帯の方 ②災害で被害を受けた方 ③所有地を集落会館など公益のために使用されている方

上記に該当する方は、減免の対象となる場合があります。また、その他の事情により固定資産税の納付が困難な方のご相談ください。

 役場(千畑庁舎)税務課 課税班 ☎0187(84)4902

## 固定資産税のお知らせ

平成21年度の固定資産税の納税通知書が5月に送付されます。課税の内容については、課税明細書をご覧ください。なお、課税明細書の再発行はしていませんので適切な管理をお願いします。

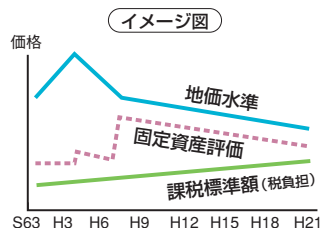
○現況地目に間違いはありませんか？

固定資産税の評価は平成21年1月1日現在の現況地目により決定します。土地の売買や相続により所有者が変更された場合も、平成21年1月1日の所有者に課税されます。

○評価が下がっても税額が上がるのはなぜ？

評価額が同じであれば税額も同じというのが平等な税負担となりますが、宅地および宅地比準の雑種地の場合、急激な税負担の上昇を避ける措置として平成6年度以降徐々に課税標準額を評価額に近づけるよう調整しています。

評価額が減少しても税額が上昇している土地もありますのでご理解願います。(イメージ図を参考にしてください)



○納税通知書が届かない？

所有している固定資産の課税標準額が土地で30万円、家屋で20万円に満たない場合は、固定資産税が課税されません。したがって固定資産を所有していても納税通知書が送付されない場合もあります。

 役場(千畑庁舎)税務課 課税班 ☎0187(84)4902(内線2104、2106)